

府と地域住民との橋わたしも、重要な役割である。

3.価値の守り手としての役割

V S Oは、社会的信条、民間性などの価値、市民参加、指導性の開発の確保、さらに宗教および文化的な少數グループの利益を守ることをその役割としている。

4.補足的役割

V S Oのほとんどは、本来なら政府機関が責任をもって果たすべきサービスで、現時点では政府がそれを実施することが不可能またはやりにくい場合、それを補完する役割をもつ。このような補足的役割は一時的なもので、公的機関がそのサービスを実施するようになるまでの経過的なものである。

V S Oの存在理由

以上の原則は、V S Oの性格とその存在理由に関して経験的に認められている。次に、V S Oの存在する原理について考えてみる。

第1に、イデオロギー的なものがある。V S Oは、政治および宗教的に一定の価値観をもつ団体である。V S Oとそれを支援するものとの関係は、道徳的義務であり、それは宗教やヒューマニズムに根ざしている。このことはアメリカという社会のなかで、ただ認められるというより、積極的に保護されてきている。

第2に、政治上の正義は民主主義によって確立する。民主主義制度の目的は、自発的な市民行動が勇気づけられ、政府は国民が彼らだけでは不可能な部分のみを推進する場合に、もっとも効果的に展開されるものである。V S Oが市民参加の機会を市民に提供し、コミュニティサービスを実施し、社会権力を地方に分散させることによって、多元的で民主主義的な方向が達成される。

第3に、多種多様なV S Oが存在し、市民に対し代替的な選択の余地を保障することは、利用者に広範な機会を与え、また各市民に、他人に対する関心を多様に表現する方法を保障する。

第4に、現実的な理由として、政府が社会福祉プログラムを推進する唯一の機関とみなすことは実際的でない。福祉国家の考え方は、必ずしも国はすべての福

祉サービスの唯一の源であるということではない。また、現実のアメリカ政府には、サービスを独占するために必要な財源、組織上の可能性も存在していない。したがって、政府に対して、つねにその革新を促がし、公正さや反応の正しさを監視し、その資源を国民全体の福祉に環元するようにさせるV S Oの存在理由がある。

Ralph M.Kramer, *Future of the Voluntary Service Organization*, Social Work, Vol. 18, No. 6, November 1973, pp. 59~69.

(根本嘉昭 全社協)

ボランタリー社会サービス

(西ドイツ)

I

第一次大戦後、ドイツ連邦のボランタリー社会福祉事業団体は、「ボランタリーソーシャル事業団体同盟」*Liga der Spitzerverbände der Freien Wohlfahrtspflege*として組織されたが、1933年に解散させられた。

1949年にこの同盟は、「ドイツボランタリー福祉事業団体連合」*Arbeitsgemeinschaft der Spitzerverbände der Freien Wohlfahrtspflege Deutschlands*として再建された。1961年になってやっと現在の「ボランタリー福祉事業連合会」*Bundesarbeitsgemeinschaft der Freien Wohlfahrtspflege*という名が

用いられことになった。1966年6月には、それまでのゆるい福祉協議会であったものが、法的に認められた機構となったのである。

この連合会の主な目的は、個々のボランタリー団体が、社会福祉及び児童福祉の分野で活動する際に、それに対して助言したり調整したりすることである。更に、複雑化した社会における社会的責任感を自覚させ強化するために、あらゆる努力を払っている。この連合会の最も重要な機関は総会であり、最低年5回開催される。個々の上部団体は、代表を一人指名することができ、彼が投票に参加する。また、個々の上部団体は特定の問題について発言するためにいろいろな代表を送ることができる。上部団体の長は、1年任期で連合会の議長をつとめる。

民間の団体・協議会あるいは財團が行う福祉活動、およびそれらの福祉組織はすべて、(ボランタリー) 福祉サービス(協会)の指導をうけている。この意味で、民間福祉活動は今なお欠くべからざるものであり、それはこの活動がまったく自発的に行われているということに現われている。こうした活動は宗教的・人道主義的立場によって基本的な差異はあるが、6つの大きな上部団体が一緒になって、ボランタリー福祉事業連合会 *Bundesarbeitsgemeinschaft der Freien Wohlfahrtspflege* を作っている。この6つの団体とは、「労働者中央福祉委員会」(ボン), ディアコーン(シュトゥッガルト), ドイツ慈善協会(フライブルク), ドイツ無宗派福祉協会(フランクフルト), ドイツ赤十字(ボン), ドイツユダヤ人中央福祉会(フランクフルト)である。

II

現在のボランタリー福祉サービスは、もともと教会の慈善活動に原型があり、人道主義的な理想によってできた社会的要求に基づくものと、労働運動内部の連帶の理想に基づくものとがある。様々な社会的組織や団体が現在のようなボランタリー福祉協会の指導という形にまとまつたのは、長い発展の所産であり、何世紀にもわたる過去の教会制度と関連をもつていて。幾度となく立派な人々が出て重要な発展への原動力を与えたが、この人々は、自分の受けた強い召命の自

覚や人道主義的な動機に基づいて、自分達の同僚にその時代の社会的悲惨をなくすようにと訴え、新しい援助の方法を発見することに成功したのである。第一次大戦と、戦後の困難な時期には、民間の社会組織の多くが存続の危険にさらされたが、かえってこの時に、それまで全くバラバラだった民間の慈善活動と組織とが統合されたのである。ボランタリー福祉サービスを行う上部団体が、それに属する地方の各組織や特殊な協会の正統な代表という現在のような性格を与えられたのは、まさにこの時のことであった。

上部団体が結成され発展するに伴ってボランタリー福祉組織を敏速に活動させるための機構ができ、必要な活動を行い、第二次大戦が作り出した特別に広汎な問題に対処することができたのである。この時代の巨大な社会問題、例えば、難民に対する援助、戦争捕虜への援助、子供の本国送還、家のない児童への援護、その他多くの仕事、これらは、ボランタリー福祉団体や何10万というこれに関与した人々の協力がなければ、対処しうるものではなかった。1945年にすべてが崩壊したあとでドイツがなめた苦しみは、今では過去のものとなっている。あの時代はほとんどの政府機関が全く役に立たなかつたのである。あらゆるところで援助が必要とされたが、ボランタリー福祉団体だけが援助を行うことができた。しかもそれは外国からの救援が行われてのち、初めてできたことであった。

今でこそ最も重要な必要物資は満足に与えられ、国家は戦後の多くの悲惨を救ってきたことははっきりしているが、ボランタリー福祉事業はその特別な存在意義を獲ち得てきているのである。個々人の活動を別にすれば、ボランタリー福祉団体は現代社会の中で重要かつ本質的な役割を担つており、公的な援助への期待に応えてきている。国家や行政体と相互に依存関係を保ちながら、こうした団体は常に新しい社会的挑戦に応えている。多くのヨーロッパ諸国や他の国々とちがつて、ドイツの慈善団体は社会福祉の種々な分野で、公的な社会組織と協力しながら活動を行っているのである。

III

ボランタリー福祉協議会の仕事は、普通の専門的な職務と特別な仕事とに分けられている。普通の職務はボランタリー福祉がこれまでに広く経験を積んできた分野である。特別な仕事とは、急を要する問題や緊急事態に対処する短期間のものである。ボランタリー福祉協議会の仕事は、社会的扶助の分野にかかわるもの、及び、その形式的な面に関わるもの二つだと言いうる。ボランタリー福祉協議会それ自体は、要約すれば3つの側面をもっている。すなわち、健康保持のための援助、教育援助、経済福祉援助である。この3つの分野すべてにおいて、いろいろな組織を通じて、又直接に対象者との連携を通じて、仕事が行われている。1970年に行われた調査によれば、ボランタリー福祉協議会は200万以上のベッドを自由に使いうるし、52,478の組織に使用しうる施設があり、そこに309,121人の常勤専門職員と72,767人の非常勤職員が雇用されている。彼ら職員たちはさらに約180万人の自発的な男女ヘルパーによって支えられているのである。

事業に必要な資金を集めるために、ボランタリー福祉協議会では募金を行なっており、それは一年中、各州政府*Länder*の協賛によるスケジュールに基づいて行われている。ドイツの人々が以前ほど気前がよくないのは、彼らが「第三帝国」時代に被った苦しみによるのであろう。このため、各々の福祉団体は、一般の援助をあおぐ別の方途を見つける必要があった。テレビ欄「子供と老人に陽のあたる所を」、「問題児のために」などはこの例に属する。福祉郵便切手も、連邦郵政省の協力を得て行われ、ボランタリー福祉協議会が利益をあげられる様に、値段を高くして発行・発売されているのである。

ボランタリー福祉協議会は、目的・活動範囲・方法、資源の使途などを固定して考えることはしないのに対して、公的な福祉行政当局は、かなりの程度、法律によって決められる命令の範囲内で、援助を与え資源を利用しなければならない。しかし、ボランタリー福祉団体は、今日、公的な協力と支援ぬきでは、重要な社会的業務を遂行できなくなっている。公的な福祉の中に引き入れられ、公的な責

任と補助金とを正式に受けることによって、ボランタリー福祉協議会は国からの広汎な補助をうけているのである。他方でボランタリー福祉協議会は、ヘルパーと組織とに関して、公的な福祉活動を改善・補足し、それによって国の財政を援助しているのである。

新しい立法

1962年まで施行されていた社会保障法は、1924年にできたものである。

新しい連邦社会保障法は1962年6月1日に施行されたのであるが、(略称BSHG)，これによって社会保障は調整を受け、さらに発展させられた。

すでに1924年にできた公的社会保障にかんする法律では、ボランタリー福祉団体の地位が定められている。これによれば、各地方の福祉行政当局は、その職務の幾つかをボランタリー福祉協議会に譲ってもよいことになっている。公的福祉行政当局は、ボランタリー福祉団体で十分賄える限り、自分で新しい組織を作つてはいけないことになっているのである。各地方の福祉協議会は、公的な福祉事業と民間のそれとの連携を保ち、両者が相補なうようにすべきだ、とされている。

連邦社会保障法の規定では、ボランタリー社会福祉団体が、広汎な活動ができるよう保障している。ボランタリー福祉事業に関する最も重要な規定は、同法の10章及び93章におかれている。この二つの章と切っても切れないのは、要援護者が第3章の2及び3にしたがって選ぶことのできる権利である。要援護者の要求はできる限り考慮されなければならない、特に彼が特定の組織に入れてほしいとか、自分の宗教的信条に合致したところで援助をうけたい、とかの希望がある場合そうしなければならない。

第10章では、教会及びボランタリー福祉協議会が、その社会的職務を遂行するものとして、法的にあまり縛られないようにならなければ、という点が特に強調されている。法を適用する場合には、社会福祉行政当局は、教会やボランタリー協議会と一緒に事業を行い、それぞれの独自性を尊重しなければならない。両者の事業は要援護者の利益に合致する様に行われなければならない。社会福祉行政

当局はボランタリー福祉協議会を助けるものである、等々である。もし、ボランタリー福祉協議会が同意すれば、社会福祉行政当局に代って職務を遂行を依頼されるが、要援護者に対する責任は当局側にある。もある場合に、ボランタリー福祉協議会が援助を承諾したときには、福祉行政当局は、現金給付に關係のない限り手をひかなければならぬ。93章によれば、社会福祉行政当局は、あらゆる必要設備が手に入るよう保証しなければならない。もし、ボランタリー福祉協議会に属する適當な設備が使えるならば、新しい設備を導入することはできない。この設備を利用するばあい、社会福祉行政当局が支払いを行うのである。

ボランタリー福祉事業団体連合会は、援助を必要としている人々の声を代表する重要な機関である。毎日およそ200万の人々が、6つの上部団体を通して、行政当局に対して援助を要請している。これに関する廣汎な仕事が毎日様々なボランタリー組織とその職員によって行なわれているが、それに加えて、ボランタリー福祉協議会は、その存在があまり表面に出てこない人々や、切実な要求があまり受け入れられていない人々、生産中心の社会で置き去りにされた人々など、こうしたすべての人々の声の代表の役をつとめている。こうした努力は、団体連合会に関する法律によって保証されており、この中で、「人々の社会的責任を養い強化すること」が特殊な職務の一つだ、と述べられている。だが、一般の人々にある目的を達成しようとしてアピールを行なっても成功することはそれほど多くない。多くの変化が法を通して行われなければならないのである。こうした改革が行われるには、数週間、数ヶ月いや数年もが必要であり、そうこうするうちに基礎ができる結果が評価されてゆくのである。ボランタリー福祉協議会は、社会法が作られ施行される委員会での発言権を持っている。最初は全く合意が得られなくても、多くのばあい、援助を望む人の為になる様な有効な解決が得られるのである。こうした業績があるからといって、以前から同じことであるが、団体連合会に属する上部団体の将来が保証されているとは決していえない。新しい問題が常に待ちかまえている。こうした問題を発見し、解決してゆくことが、

すべての協議会に課せられた共通の目標であることにかわりはないのである。

Social Service Quarterly, Winter, 1973-4.
pp. 93 - 96.

(小林良二 社会保障研究所)

失業者に対する政策

— 援助か抑圧か —

(イギリス)

I

一般に失業は各人が防ごうにも防ぎきれないものである。各国で失業保険制度が社会保障の一環として取り入れられるようになったのも、失業による貧困が決して個人の責任に帰することができないと一般に認められるようになったからである。しかしながらすべての失業が非自発的なものかというとそうとは限らない。自発的な失業と非自発的な失業とを区別することは実際には非常に困難なことがあるが、何らかの方法でこれを区別し、非自発的な失業にその給付を限定しようとするのが失業保険制度の一般的な運営方法である。

ここに紹介する文献はイギリスの問題を扱ったものである。失業者に対する失業給付と補足給付の制限的な支給が、それらの給付を最も必要としている人々を抑圧する結果になっていることを批判したものである。

II

失業者は一般に二つの社会保障給付を受けることができる。一つは国民保険制度の下での失業給付であり、他は補足給付である。